G-MIS による定期報告(薬局機能情報の報告)及び取扱処方箋数の届出について

~令和7年1月から3月までの間に令和6年分の報告・届出を行ってください~

〇報告等の対象となる薬局

G-MIS※による定期報告 …1	すべての薬局
取扱処方箋数の届出 …2	1日平均取扱処方箋枚数が40枚を超え、また、前年において
	業務を行った期間が3か月以上の薬局

※G-MIS(ジーミス)は、薬局機能情報を報告及び公表するためのシステムです。

1 G-MIS による定期報告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)第8条の2第1項及び第2項により、薬局開設者は、薬局機能情報を県へ報告し、その情報を公表しなければなりません。

G-MIS による定期報告の操作手順

① 次のとおり検索し、G-MIS ログインのページにアクセスし、<u>ユーザ名とパスワード</u>を入力し、ログインする。

G-MIS ログイン で検索 (URL https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/)

- ② 「G-MIS」→「薬局機能情報提供制度」→「定期報告」の順に選択。
- ③ 入力項目ごとに表示される、青字の「入力」ボタン → 各項目について入力する ※「2.2 実績、結果等に関する事項」は、前年報告分から変更が生じる箇所ですので、注意 してください。
- ④ 入力項目の入力状況がすべて「入力完了」になったことを確認。
- ⑤ 画面右上の「報告」ボタン→確認メッセージの「OK」ボタンを選択し、完了させる。 ※⑤の手順を踏まないと、報告完了となりませんので必ず行ってください。
- ※入力項目の説明や G-MIS の操作方法の詳細は、熊本県ホームページ(ページ番号: 169488)に掲載しております。「G-MIS 熊本県」で検索してください。
- ※原則、薬局機能情報の報告は G-MIS により行うものですが、難しい場合は紙媒体で報告となりますので、熊本県薬務衛生課までご連絡ください。

2 取扱処方箋数の届出

薬機法施行令第2条の13により、薬局開設者は、前年の総取扱処方箋数等を届け出なければなりません。次の方法により報告をお願いします。

熊本市外の薬局	LoGo フォームによる報告又は紙媒体で <u>管轄保健所</u> へ提出
	フォーム名称:令和6年分取扱処方箋数の届出
	URL https://logoform.jp/form/x4b6/792232
熊本市内の薬局	LoGo フォームによる報告又は紙媒体で <u>熊本市保健所</u> へ提出
	フォーム名称:【薬局】(熊本市) 取扱処方箋数届書
	URL https://logoform.jp/f/3m1Q2
	37 (478)
	冷 死的恐围

問合せ先

G-MIS による定期報告・熊本市外の取扱処方箋数の届出について

- → 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課 薬事班 096-333-2242 熊本市内の取扱処方箋数の届出について
- → 熊本市保健所 医療対策課 薬務班 096-364-3186